平成２６年（フ）第１５号
熊本県天草市亀場町亀川1387番地１、前住所熊本県天草市志柿町5304番地70知ケ崎団地325号
債務者　三浦　大輔
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午前10時15分
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第６３７８号
東京都世田谷区北沢２丁目21―25―６
債務者　高橋　正瞭
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４１８号
東京都練馬区向山１丁目８―15―410
債務者　川崎　建二
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４４３号
東京都江戸川区中葛西５丁目２―37―206　ピアコーシン２
債務者　松林真由美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４５１号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目５－２―505
債務者　渡邉　祐幸
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４５２号
東京都あきる野市二宮1460―４―204、住民票上の住所東京都板橋区中台１丁目12―３
債務者　長田亜利紗（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４６３号
東京都江戸川区西葛西７丁目４―20―308
債務者　白鳥　　充
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４７９号
東京都杉並区和泉１丁目41―12―101
債務者　渡辺　俊雄
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４８０号
埼玉県さいたま市緑区東浦和４丁目30―３
債務者　小林　正弥
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４８６号
神奈川県横浜市金沢区富岡東６丁目３―28―201
債務者　木之内　敦
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４８７号
神奈川県川崎市幸区南加瀬５丁目22―13―103
債務者　秦　絵理奈
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４８８号
東京都北区桐ケ丘１丁目２―Ｅ35―502
債務者　松田　郁子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４８９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目304―２
債務者　佐藤　公明
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４９７号
神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目11―２―205
債務者　安田　正晴
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５００号
神奈川県横須賀市米が浜通２丁目14―５―203
債務者　渡邉　典宏
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５１７号
東京都足立区綾瀬３丁目17―22―803
債務者　大倉寿美恵
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部